

○神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和49年3月30日規則第20号）

神奈川県立県民ホール条例施行規則

昭和49年3月30日
規則第20号

改正	昭和50年12月27日規則第90号	昭和56年3月31日規則第27号
	昭和62年6月30日規則第58号	平成6年3月30日規則第48号
	平成9年3月25日規則第11号	平成14年3月29日規則第28号
	平成17年3月29日規則第52号	平成20年7月25日規則第76号
	平成21年5月15日規則第50号	平成26年7月15日規則第80号
	令和元年6月25日規則第15号	令和5年3月10日規則第14号

神奈川県立県民ホール条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立県民ホール条例施行規則

（指定管理者指定申請書）

第1条 神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立県民ホール指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

全部改正〔平成17年規則52号〕

（指定管理者の公募の公告）

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- （2） 指定管理者の指定の基準
- （3） 申請書の受付期間及び受付場所
- （4） 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- （5） その他必要な事項

全部改正〔平成17年規則52号〕、一部改正〔令和5年規則14号〕

（指定管理者の指定の基準）

第3条 条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 必要な人材を確保することができることと認められること。
- （2） 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホール（以下「県民ホール」という。）の役割を適切に担えること。

追加〔平成17年規則52号〕

（本館の利用の申込み）

第4条 条例第11条第1項の規定により本館の利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設にあつては当該各号に定める期間内に指定管理者に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の24月前の月の初日から14月前（会議室及びリハーサル室にあつては、6月前）の月の末日までの期間に申し込むことができる。

- （1） 大ホール、小ホール、楽屋（大ホール又は小ホールと併せて利用する場合に限る。）及びギャラリー 利用月の12月前の月の初日から利用日の7日前まで
 - （2） 会議室及びリハーサル室 利用月の4月前の月の初日から利用日の3日前まで
- 2 前項第1号に掲げる施設について、同一日時に同一施設の利用の申込みが、同項第1号に定める期間内において指定管理者が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、指定管理者は、抽せんを行い、申込者を定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者及び神奈川県が芸術文化の振興を図ることを目的として設立した公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「財団」という。）が催しを主催又は共催する場

合は、指定管理者及び財団は、同項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

追加〔平成6年規則48号〕、一部改正〔平成9年規則11号・14年28号・17年52号・20年7号・21年50号・26年80号〕

(神奈川芸術劇場の利用の申込み)

第5条 条例第11条第1項の規定により神奈川芸術劇場の施設（ホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA、小スタジオB及び楽屋（ホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA又は小スタジオBと併せて利用する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の利用の承認を受けようとする者は、利用月の14月前の月の初日から利用日の7日前までに指定管理者が定めるところにより申し込まなければならない。

2 前項に定める期間内において神奈川芸術劇場の施設の利用の申込みがあつたときは、指定管理者は、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に基づき利用の申込みに係る調整を行い、申込者を定める。

3 第1項の場合において、国際的な催し等で同項に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための神奈川芸術劇場の施設の利用については、利用の承認を受けようとする者は、利用月の24月前の月の初日から16月前の月の末日までの期間に申し込むことができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、指定管理者及び財団が催しを主催又は共催する場合は、指定管理者及び財団は、第1項及び前項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

追加〔平成21年規則50号〕

(利用の制限)

第6条 条例第11条第2項第4号に規定する県民ホールの管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 本館の大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室若しくはギャラリー又は神奈川芸術劇場のホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA若しくは小スタジオBを引き続き指定管理者が別に定める期間を超えて利用するとき。

(2) その他指定管理者が県民ホールを利用することが不相当と認めるとき。

一部改正〔平成6年規則48号・14年28号・17年52号・21年50号〕

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、県民ホールへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) その他管理上支障があると認められる者

一部改正〔昭和56年規則27号・平成6年48号・14年28号・17年52号・21年50号〕

(遵守事項)

第8条 県民ホールを利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用目的以外の目的に県民ホールの施設及び設備を利用しないこと。

(2) 付属設備を県民ホール外に持ち出さないこと。

(3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははりつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

(4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

(5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。

(6) 収容定員を超えて入場させないこと。

(7) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。

(8) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。

(9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) 係員の指示に従うこと。

一部改正〔平成6年規則48号・14年28号・17年52号・21年50号〕

(利用料金の承認の申請)

第9条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

追加〔平成14年規則28号〕、一部改正〔平成17年規則52号・21年50号〕

(入場料を徴収しない場合の定義)

第10条 条例別表第1及び別表第2に規定する利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合は、次に掲げる場合をいう。

(1) 入場者から当該催しに係る対価を直接又は間接に徴収しない場合

(2) 入場者が当該催しに要する経費を直接又は間接に負担しない場合

一部改正〔平成6年規則48号・14年28号・17年52号・21年50号〕

附 則

1 この規則は、条例第1条及び第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第4条から第7条まで、第10条第1項及び第14条から第18条までの規定は、昭和49年4月1日から施行する。

2 昭和49年4月1日から条例第1条及び第2条の規定の施行の日の前日までの間における第4条から第7条まで、第10条第1項、第14条から第16条まで及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和50年12月27日規則第90号)

この規則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月30日規則第58号)

1 この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成6年3月30日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成7年5月31日までの間における大ホール及び小ホールの利用に係る改正後の第3条第1項の規定の適用については、同項中「24箇月」とあるのは「12箇月」と、「14箇月」とあるのは「8箇月」と、「12箇月」とあるのは「6箇月」とする。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(神奈川県立県民ホール運営協議会規則の廃止)

4 神奈川県立県民ホール運営協議会規則(昭和49年神奈川県規則第98号)は、廃止する。

附 則 (平成9年3月25日規則第11号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成10年5月31日までの大ホール、小ホール及び楽屋(以下「ホール等」という。)に係る神奈川県立県民ホール条例施行規則第3条第1項後段に規定する利用(以下「特例利用」という。)及び平成10年3月31日までのホール等の利用(特例利用を除く。)に係る申込期間については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日規則第28号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年3月29日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第4条から第15条まで及び第17条の規定は、平成18年9月1日(同日前に神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する条例(平成17年神奈川県条例第33号)による改正後の神奈川県立県

民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号）第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日。第4項において同じ。）までの間は、なおその効力を有する。

3 改正後の第4条の規定は、平成18年10月1日以後の利用に係る申込みについて適用し、同日前の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

4 前項の場合において、平成18年10月1日以後の利用に係る申込みのうち平成18年9月1日以前の申込みにあつては、改正後の第4条第1項の規定中「指定管理者に」とあるのは「神奈川県立県民ホール条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年神奈川県規則第52号）による改正前の神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第1号）第1号様式により知事に」と読み替え、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替え、同条第3項中「指定管理者及び神奈川県」とあるのは「神奈川県」と、「指定管理者及び財団」とあるのは「財団」と読み替えるものとし、平成18年10月1日前の利用に係る申込みのうち平成18年9月1日後の申込みにあつては、改正前の第3条第1項の規定中「神奈川県立県民ホール利用申込書（第1号様式）により、知事」とあるのは「指定管理者」と、「知事が」とあるのは「知事の承認を得て指定管理者が」と読み替え、同条第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第3項中「神奈川県」とあるのは「指定管理者及び神奈川県」と、「財団」とあるのは「指定管理者及び財団」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年7月25日規則第76号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年5月15日規則第50号）

この規則は、神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場の最初の指定管理者の指定の期間の初日から施行する。ただし、第9条の改正規定（「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月15日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔平成17年規則52号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕